

公益信託制度改革(予定)に伴う税制上の所要の措置

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

現行の公益信託制度は、主務官庁ごとに認可基準が異なることなど課題があり、また、受託者や、信託財産として受け入れる財産等に制約が多いことにより、普及が進んでいない。

新しい資本主義が目指す「民間も公益役割を担う社会」を実現するため、公益性を担保しつつ、より使いやすい制度を構築するため、公益信託法の改正の議論が進められている(新しい公益信託制度)。

(2) 内容

公益法人と共通の枠組みで公益認可・監督を受けることを踏まえて、公益信託やこれに寄附を行う個人・法人に対する課税等につき、公益法人並みの税制上の措置が講じられる。

(3) 適用時期

公益信託法の改正：2024(令和6)年の通常国会に提出され、2026(令和8)年度から施行予定

税制：公益信託法の改正に伴い施行予定

(4) 影響

私財を社会貢献に活用したいが財団法人を設立しても運営・維持が難しい場合に、新しい公益信託を活用したスキームが選択肢になることが期待される。

2. 改正の趣旨・背景

(1) 公益信託とは

公益信託とは、下記の①から③の要件を満たす信託をいいます(公益信託ニ関スル法律第1条)。

- ① 受益者の定めがないもの
- ② 学術、技術、慈善、祭祀、宗教其の他公益を目的とするもの
- ③ 受益者において主務官庁の許可を受けるもの

公益信託のうち、幾つかの要件を充足すると「特定公益信託」「認定特定公益信託」(一定の税制優遇あり)になる。

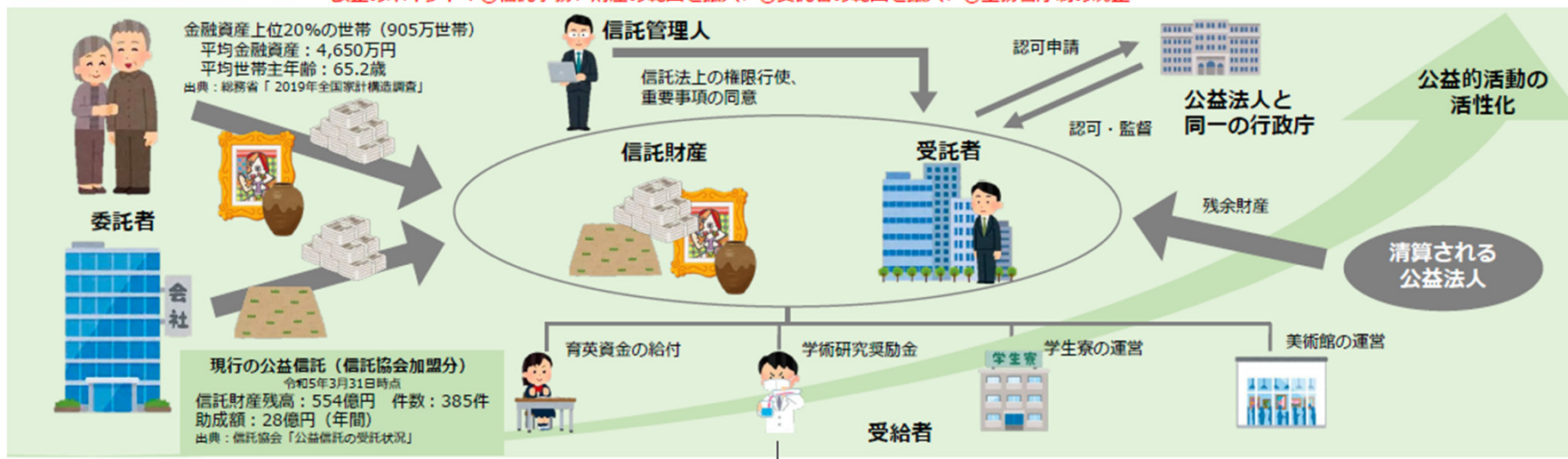
(2) 新しい公益信託制度

公益信託は、公益法人制度と比較して役員等の機関や事務所の設置が不要であること等から軽量・軽装備という特色があるにも関わらず、普及が進んでおらず(右図)、公益的活動における役割を果たせていない。

税制改正大綱により、公益信託やこれに寄附を行う個人・法人に対する課税等につき公益法人並みの税制上の措置が講じられることにより、公益信託制度の活用拡大が見込まれる。

	公益信託制度	公益法人制度
資産規模	信託財産残高:554億円	総資産額:約31兆円
事業規模	助成額:28億円(年間)	公益目的事業費:約5兆円(年間)

新しい公益信託制度のイメージ 改正のポイント: ①信託事務、財産の範囲を拡大、②受託者の範囲を拡大、③主務官庁制の廃止



出典: 令和6年度 内閣府税制改正要望

2. 改正の趣旨・背景

(3) 改正のポイント(新しい公益信託制度)

新しい公益信託制度の改正のポイントとして、①信託事務、財産の範囲を拡大、②受託者の範囲を拡大、③主務官庁制の廃止、が挙げられる。

		現行の公益信託	公益信託法の見直しに関する要綱案
①	信託事務、財産の範囲を拡大	信託財産 金銭 (特定公益信託、認定特定公益信託)	金銭に限定しない ※1
		事業 主に助成型	助成型に限らない
②	受託者の範囲を拡大	受託者 主に信託銀行	公益信託業務の適正な処理をなし得る能力を有する者 ※2
③	主務官庁制の廃止	主務官庁 主務官庁制による許可・監督制	公益事務が行われる範囲が 2以上の都道府県の区域内：内閣府 1の都道府県の区域内：各都道府県

※1 要綱案に「他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容する」旨の記載があるため、株式等の財産も対象になるものと考えられる。

※2 要綱案では「能力を有する者」と記載されているだけで法人に限定するか自然人(個人)にも広げるかについては議論がある。

3. 改正の内容

公益法人と同等の税制優遇措置が講じられる。

<個人所得税>

- ① 公益信託の信託財産につき生ずる所得については、所得税を課さない。
- ② 公益信託の信託財産とするために支出した一定の寄附金について、寄附金控除の対象とする。
- ③ 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずる。
 - ・ 適用対象の範囲に公益信託の受託者(非居住者及び外国法人に該当するものを除く。)を加える
 - ・ 措置法40条により譲渡所得等の非課税措置の適用を受けた財産を有する公益信託の受託者が、当該財産を他の受託者に移転しようとする場合、又は、他の公益法人等に移転しようとする場合において、一定の届出書を提出したときは、非課税措置を継続適用する

<資産課税>

- ① 公益信託の信託財産とするために相続財産を抛出した場合について、相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税制度の対象とする。
- ② 公益信託から受ける財産については、贈与税を非課税とする。

<法人課税>

- ① 公益信託の信託財産に帰せられる収益及び費用については、委託者及び受託者の段階で法人税を課税しない。
- ② 公益信託の信託財産とするために支出した一定の寄附金について、特定公益増進法人に対する寄附金とする。

<消費税及び地方消費税>

- ① 公益信託の財産に係る取引は、特定収入がある場合の仕入税額控除の調整措置の対象とする。